

公益財団法人尼崎地域産業活性化機構 行動規範

公益財団法人尼崎地域産業活性化機構（以下「機構」という。）は、尼崎市が抱える都市問題の解決に向けた調査研究、産業の振興、中小企業等の勤労者の福祉向上に資する各種事業等の推進により、地域及び産業の活性化に貢献するという機構の目的達成に向けて全力で取り組みます。

その取り組みにおいて、機構は、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を展開するための自主ルールとして、以下の行動規範を制定し、それを遵守します。

機構のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この行動規範が具体的な行動と意思決定に活かされるよう弛まぬ努力と自己規律に努めます。

<行動規範>

1 法令等の遵守

機構は、法令、社会規範を遵守し、誠実に行動する公益財団法人としての倫理を徹底します。

2 社会の要請に貢献する公正な事業活動の推進

- (1) 機構は、常に公正かつ誠実な事業運営を基本として、事業活動を推進します。
- (2) 機構は、安全・安心な確保を最優先に付加価値を創出する良好なサービス提供に努め、事業活動を通じて地域及び産業の活性化に貢献します。
- (3) 機構が行う事業活動の透明性を確保するため、事業状況、運営状況、財務状況、契約などの情報をホームページなどで積極的に公開し、社会的信用の維持・向上に努めます。
- (4) 機構は、多様な市民、事業者、団体等との良好なコミュニケーションを図り、地域に密着した事業体として価値共創の取り組みを推進し、地域社会の発展に寄与していきます。
- (5) 機構は、その業務上知り得た個人情報の保護に万全に期すとともに、個人の権利を尊重し、十分な配慮を行います。

3 能力を最大限発揮した、活力ある組織づくり

- (1) 職員一人ひとりが個性と能力を伸ばし、チャレンジ精神と最善のチームワークにより最大の成果を発揮します。
- (2) 職員の専門性やスキルアップ、業務に対するモチベーションの向上を図るため、所属の枠を超えたチャレンジワーク制度の運用や尼崎市への研修派遣、さらに外部の研修機関への受講を推奨し、計画的な人材育成に努めます。